

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	9
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	9
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	9
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	9
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	10
○道路の供用の開始……………（道路課）	10
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	11
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	11
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	12

告 示	
北海道告示第689号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（ルベシベ地区中山間地域総合整備（農業用排水施設、区画整理、客土、暗きょ排水、農用地改良保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。	
その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成22年10月12日から20日間、一般の縦覧に供する。	
平成22年10月 8 日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第690号	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。	
平成22年10月 8 日	
北海道知事 高 橋 はるみ	

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市日浦町233、236
(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 茅部郡鹿部町字大岩110の4
(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 北海道告示第691号
- 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
- 平成22年10月 8 日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 解除予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 北海道告示第692号
- 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する予定である。

平成22年10月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
長万部町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
長万部町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡長万部町・天塩郡遠別町（以上2町について
の所在場所 次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第693号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年10月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保 二海郡八雲町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
八雲町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に
備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年10月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 豊 浦 京 極 線	虻田郡真狩村字社21番地先から同郡真狩村字泉78番1地先まで	平成22. 10. 8
道道 昆布停車場ニセコ線	磯谷郡蘭越町字湯里156番19地先から同郡同蘭越町字湯里249番1地先まで	

道道	北尻別蘭越停車場線	磯谷郡蘭越町字三和1018番1地先から同郡蘭越町字三和561番2地先まで	平成22.10. 8
		磯谷郡蘭越町字御成423番15地先から同郡蘭越町字御成421番2地先まで	同
		磯谷郡蘭越町字御成326番1地先から同郡蘭越町字御成357番1地先まで	同
		磯谷郡蘭越町字三和678番1地先から同郡蘭越町字三和1018番1地先まで	同
道道	三ノ原ニセコ線	虻田郡真狩村字真狩128番地先から同郡真狩村字緑岡31番44地先まで	同
道道	大成黒松内停車場線	寿都郡黒松内町字黒松内376番4地先から同郡黒松内町字黒松内281番1地先まで	同
道道	蕨岱国富停車場線	岩内郡共和町梨野舞納197番3地先から同郡共和町梨野舞納952番地先まで	同
道道	島牧美利河線	島牧郡島牧村字泊392番地先から同郡島牧村字泊392番2地先まで	同
		島牧郡島牧村字泊392番1地先から同郡島牧村字泊392番3地先まで	同
		島牧郡島牧村字豊平233番1地先から同郡島牧村字豊平298番5地先まで	同
道道	古平神恵内線	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1427番地先から同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林函館分局後志事業区1146林班ろ小班地先まで	同
		古宇郡神恵内村大字神恵内村字冷水395番1地先から同郡神恵内村大字神恵内村字ヤエダウス1140番1地先まで	同
		古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル後志森林管理署1148林班い小班地先から同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル後志森林管理署1148林班い小班地先まで	同
		古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル後志胆振森林計画区後志森林管理署保健保安林1146林班ろ小班地先から同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル後志胆振森林計画区後志森林管理署保健保安林1146林班ろ小班地先まで	同
		古宇郡古平町大字浜町字六志内石狩森林管理署386林班ち小班地先から同郡古平町大字浜町字六志内石狩森林管理署386林班ろ小班地先まで	同
道道	仁木赤井川線	余市郡仁木町銀山3丁目496番1地先から同郡仁木町銀山3丁目493番1地先まで	同
北海道告示第695号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成22年10月 8日 北海道知事 高 橋 はるみ			
1	道路の種類	道道	
2	路線名	大成黒松内停車場線	
3	道路の区域		
区	間	変更前後の別	敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
寿都郡黒松内町字豊幌255番1地先から同郡黒松内町字中里80番7地先まで		前	7.10mから36.38mまで 332.34m —
		前	19.67mから30.22mまで 283.64m —
		後	19.67mから30.22mまで 283.64m —
総合振興局告示及び振興局告示			
北海道オホーツク総合振興局告示第67号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年10月 8日 北海道オホーツク総合振興局長 武 田 準一郎			
1	落札に係る物品等の名称及び数量		
	路面清掃車（ブラシ式） 1台		
	（路面清掃車（真空式） 1台と交換）		
2	落札を決定した日		
	平成22年 9 月28日		
3	落札者の氏名及び住所		
(1)	氏 名	英和株式会社	
(2)	住 所	大阪府大阪市西区北堀江4丁目1番7号	

4 落札金額 32,655,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年8月17日付け北海道オホーツク総合振興局告示第52号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	平成22年10月8日 北海道警察本部長 殿 川 一 郎 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 ユーロコプター式A S 365N 2型機体（だいせつ1号）3000時間定時点検 一式 2 落札を決定した日 平成22年9月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ジャムコ (2) 住 所 東京都三鷹市大沢6丁目11番25号
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第355号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成22年10月8日 北海道警察本部長 殿 川 一 郎 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 指掌紋情報管理システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2 随意契約の相手方を決定した日 平成22年9月3日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 N E C キャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号 4 随意契約に係る契約金額 7,056,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部告示第356号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	4 落札金額 166,404,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年8月6日付け北海道警察本部告示第299号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部告示第357号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年10月8日 北海道警察本部長 殿 川 一 郎 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 ユーロコプター式A S 365N 2型エンジン（だいせつ1号）3000時間定時点検 一式 2 落札を決定した日 平成22年9月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社I H I (2) 住 所 東京都江東区豊洲3丁目1番1号 4 落札金額 93,450,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告

平成22年 8 月 6 日付け北海道警察本部告示第301号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
(2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
-